

### 3 面接実施要領

各高等学校は、「入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）」をもとに、各学校の学科、コース等の特色等を踏まえ、志願者の個性や適性、意欲等を把握し選抜の資料とすることを目的に、面接を実施する。

#### 1 実施

##### (1) 方法等

- ア 全ての志願者に面接を実施する。
- イ 自己評価資料は、事前提出し、面接の際の参考とする。
- ウ 個人面接又は集団面接として、時間は志願者1人当たり10分程度とする。
- エ 面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組とする。
- オ 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自己評価資料を参考に、自らの言葉で表現する。

##### (2) 準備

各高等学校は、面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の規準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

#### 2 評価

##### (1) 評価の観点及び評価規準

- ア 各高等学校は、県教育委員会が定めた共通の評価の観点及び評価規準を基に評価する。  
(図「評価の観点及び評価規準」参照)
- イ 各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自の項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて評価する。

##### (2) 方法等

- ア 2名以上の面接委員で評価に当たる。
- イ 評価は、観点ごとに「3～5」の3段階を基本とする。

図「評価の観点及び評価規準」

| 評価の観点（共通）                                                    |                                                                                                                 | 評価の観点（学校独自）                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 主体的・協働的な学びの力                                               | 2 自らの人生や社会の未来を切り拓く力                                                                                             | 3（各高等学校が定める）                                                                                                                                   |
| 評価規準                                                         |                                                                                                                 |                                                                                                                                                |
| これまでの自身の活動を振り返りながら、持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲を持っているか。 | 自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら、自らの人生や社会の未来を切り拓こうとしているか。                                                  | （各高等学校が定める）                                                                                                                                    |
| 評価                                                           |                                                                                                                 |                                                                                                                                                |
| 5                                                            | <input type="checkbox"/> 「大変優れたものとして評価できる」<br>持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が極めて明確で、具体性を持った、大変優れたものとして評価できる。 | <input type="checkbox"/> 「大変優れたものとして評価できる」<br>自分のよさや可能性を十分に認識し、あらゆる他者を価値のある存在として大変よく尊重しながら、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が極めて明確で、具体性を持った、大変優れたものとして評価できる。 |
| 4                                                            | <input type="checkbox"/> 「優れたものとして評価できる」<br>持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が明確で、優れたものとして評価できる。                | <input type="checkbox"/> 「優れたものとして評価できる」<br>自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が明確で、優れたものとして評価できる。                       |
| 3                                                            | <input type="checkbox"/> 「評価に値する」<br>持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が、評価に値する。                                 | <input type="checkbox"/> 「評価に値する」<br>自分のよさや可能性を認識しようとし、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が、評価に値する。                                                            |

### 3 質問内容

(1) 各高等学校長は、学科、コース等の特色に応じて、志願者の個性や適性、意欲等を把握するために、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

ア 学力の測定にかかわること

イ 志願者の基本的人権にかかわること

(ア) 志願者の障害、容姿等に関すること

(イ) 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

(ウ) 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

(2) 学校内外での活動の経歴や役職、大会等の実績、資格等を評価するのではなく、取組の過程や意欲等について評価をすること。

### 4 得点の算出

(1) 面接の結果については、県教育委員会及び各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

(2) 自己評価資料は面接における参考とし、得点の算出に用いないこと。

## 5 その他

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による募集、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集の面接については、別途定める。